

郡山市フレッシュ青春交流事業等実行委員会設置要綱

平成2年6月19日制定

(設置)

第1条 農業後継者の縁結びの推進を図るため、青年男女の交流を深めるとともに、結婚相談員及び結婚協力員の縁結び活動に資することを目的とし、フレッシュ青春交流事業等実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 実行委員会は別紙の組織をもって構成する。

(役員)

第3条 実行委員会に次の役員を置く。

会長 1名, 副会長 2名, 実行委員長 1名, 副実行委員長 若干名,
監事 2名

(1) 役員は実行委員会で選任する。

(顧問)

第4条 実行委員会に顧問を置く。

2 顧問は実行委員会において推薦する。

(任務)

第5条 実行委員会は次の事務をつかさどる。

- (1) フレッシュ青春交流事業に関すること。
- (2) その他縁結び事業に関すること。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(経費)

第7条 事業の経費は、市の負担金及び賛助金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、郡山市農業委員会事務局に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が決める。

附 則

この要綱は、平成2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月7日から施行する。